

原爆記憶の継承に関する社会学的実証研究： 長崎における記憶空間の形成と継承実践

深谷, 直弘 / FUKAYA, Naohiro

(発行年 / Year)

2016-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第371号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2016-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(社会学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013068>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	深谷 直弘
学位の種類	博士（社会学）
学位記番号	第 591 号
学位授与の日付	2016 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 鈴木 智之 副査 教授 鈴木 智道 副査 教授 堀川 三郎 副査（外部）慶應義塾大学 教授 浜 日出夫

原爆記憶の継承に関する社会学的実証研究——長崎における記憶空間の形成と継承実践

1. 審査の経緯

本委員会は、2015 年 5 月 26 日の社会学研究科教授会における論文受理の決定を受け、同日発足した。受理小委員会からの修正要求を受けて 2015 年 7 月 31 日に再提出された論文について、9 月 26 日に小委員会を開催して意見交換を行い、さらに 11 月 14 日に口述試験を行い、同日審査小委員会を開き、論文及び口述試験の結果について検討を加えた。

2. 結論

本委員会は、深谷直弘氏の博士学位請求論文を、全員一致で博士学位授与に値するものと判断する。

3. 論文の課題

本論文は、長崎市における現地調査に基づいて、現時点における原爆記憶の継承の可能性とその実践の形式を検討することを課題としている。

1945 年 8 月の原爆投下から 70 年が過ぎ、被爆の体験を当事者として証言しうる人々が次第に姿を消していく中で、次世代への語り継ぎの方法の模索が焦眉の課題となっている。こうした歴史的文脈の中で、本論文は、当事者による体験の語りという従来の中心的な記憶の継承実践ではなく、狭義の被爆当事者ではない人々による実践への参加可能性を検討する。

その継承実践は、「物の保存」と「語り継ぎ」という二つの側面から考察される。被爆者が身体的にその姿を現して自らの体験を語るという場面が成立しがたくなっていく中で、一方においては、原爆被害の痕跡を残す建造物（被爆遺構）などの「物」を記憶の依代と

して保存・展示し、これを通じて体験の物質的な感触を伝え続けることが重要な課題となり、また他方においては、自らの記憶として体験を語りえない人々が、それでもなお被爆の実相を「語る」ことが求められるからである。具体的には、前者については、原爆の記憶に関わる長崎市内の二つの小学校校舎の保存問題を、後者については、幼児期に「被爆」したためこれを自らの記憶としては語るができない世代の「平和案内人」としての活動と、長崎の高校生による「一万人署名活動」を中心的事例として考察がなされる。

この問題を論じる上で、本論文が設定するもう一つの特徴的な視点は、原爆記憶の継承実践を、長崎という一地域に限定して論じていくことにある。被爆の体験は広島と長崎という二都市のそれぞれの「社会的性格」の違いに応じて異なる様相を示し、その記憶の継承のされ方も、地域的な文脈との関わりで相応の差異を有している。しかし、これまでの「原爆」をめぐる言説は、「ヒロシマ・ナガサキ」を一括りにして、これを「国民共同体の記憶」として編成し、「反核」や「平和」という普遍的な理念に結びつけていく傾向をもっていた。これに対して、本論文は、体験の想起とその継承の営みが、強く地域の生活に根ざし、その空間の構造に規定されている点を重視し、長崎にフィールドを絞ることで、記憶実践の地域的文脈を析出することを狙っている。

この課題に向けて、筆者は、大学院社会学研究科修士課程在籍時代（2006年）より、長崎および東京におけるフィールドワークを行い、聞き取り調査、参与観察、文書資料などを総合的に組み合わせることで、長崎における原爆記憶の継承のありようを「実証的」に明らかにする試みを重ねてきた。

4. 論文の構成

序章 問題の所在と研究方法

- 1 問題の所在
- 2 対象：なぜ、1つの都市を対象とするのか？
- 3 長崎原爆と長崎市
- 4 研究のスタート地点と研究上の立ち位置
- 5 調査概要と本論文の構成

第1章 <原爆>の社会学的調査の系譜：先行研究と分析枠組み

- 1 久保良敏・中野清一の調査：初期の被爆者調査
- 2 リフトン精神史的調査と慶應、一橋、原医研調査
- 3 被爆者調査から原爆の記憶研究へ

第1部 長崎における記憶空間の形成と被爆遺構保存の継承実践

第2章 記憶空間の形成とそのポリティクス

- 1 都市復興と爆心地周辺の記念空間の形成
- 2 長崎原爆資料館と展示論争
- 3 旧浦上天主堂廃墟の保存問題
- 4 長崎における記憶空間の形成

第3章 被爆遺構の保存と記憶の継承（1）：城山小学校校舎保存とその活用

- 1 モノと記憶の関係
- 2 長崎における被爆遺構保存の状況
- 3 城山小学校校舎保存問題：経緯と保存運動
- 4 平和祈念館の設置と開館：保存から活用へ
- 5 「記憶の環境」としての城山小学校校舎とその空間

第4章 被爆遺構の保存と記憶の継承（2）：新興善小学校校舎一部保存問題を事例に

- 1 新興善小学校校舎（特別救護所跡）一部保存問題とは何か
- 2 現物保存派の論理：新興善救護所跡を保存する市民連絡会の主張
- 3 再現展示派の論理：校区住民の主張
- 4 新興善小学校校舎一部保存問題の特徴と論点
- 5 「記憶の場」としての「救護所メモリアル」
- 6 「記憶の環境」と「記憶の場」

第2部 証言・語り継ぎによる継承実践

第5章 長崎における原爆記憶の継承と市民活動

- 1 証言活動：「長崎の証言の会」の運動
- 2 原爆被災復元運動
- 3 原点ではない問題と政治的発言自粛要請：継承行為をめぐる規制
- 4 長崎における継承実践と政治規則

第6章 平和ガイドと原爆記憶の継承実践：平和案内人の活動を中心に

- 1 戦争記憶の継承実践に関する研究
- 2 長崎における「平和案内人」のはじまりとその展開
- 3 平和案内人の生活史とガイドの実践Ⅰ：Tさんの場合
- 4 平和案内人の生活史とガイドの実践Ⅱ：Mさんの場合
- 5 平和案内人らの継承実践

第7章 若者と原爆記憶の継承実践：高校生一万人署名活動参加経験者を事例に

- 1 被爆地長崎の平和運動と高校生一万人署名活動
- 2 高校生一万人署名活動の特徴
- 3 インタビュー調査の内容と参加経験者のプロフィール

- 4 参加経験者の生活史と署名活動の実践Ⅰ：Cさんの場合
- 5 参加経験者の生活史と署名活動の実践Ⅱ：Dさんの場合
- 6 高校生一万人署名活動経験者の継承実践

終章 日常の生活空間と原爆記憶の継承

- 1 長崎における記憶空間と継承実践の特徴
- 2 <原爆>の社会学的研究における本研究の位置
- 3 原爆記憶における「継承」とは何か

参考文献

資料

5. 論文の内容

序章においては、前述のような問題が設定され、この研究に至った筆者の問題関心の推移が示された上で、原爆の「記憶」の「継承実践」に照準化した考察を展開することの意義が論じられる。そして、この「継承実践」への参加の可能性は「被爆当事者」に限定されないという認識に基づいて、論文全体を下支えする基本的な記述モデルが提示される。この「記憶継承の等高線モデル」は、被爆経験に対する距離（当事者性の高低）と、記憶の継承実践に対する参加障壁の高低（実践への参加のしやすさ）を相対的に独立した変数として想定し、当事者性の低い行為主体もまた多様な条件のもとで「継承」を担っていることを示唆している。

第1章では、「原爆」に関わる社会学的調査の系譜がたどられ、これに対する本論文の立ち位置が示される。大きく括れば、先行研究の流れは、戦後すぐに始まる「被爆者調査」、すなわち原爆の被害の実相、被爆者の「精神・意識」や「社会生活」を明らかにしようとする実態調査と、1990年代以降に興隆する「記憶研究」、すなわち原爆の記憶の語られ方、表象のされ方を批判的に検証しようとする研究に大別される。これに対して本論文は、<原爆>という問題の「構成」のされ方を相対化する「記憶研究」の視点を評価しつつも、これが表象と言説による包摂と隠蔽の問題を重視するあまり、「被爆者調査」が明らかにしたような「複雑な人間関係や社会関係、生活空間」に対する視点を弱めてしまったと批判する。そして、記憶実践が具体的な場所や空間とのあいだに切り結ぶ関係を明らかにするために、被爆地（長崎）に暮らす人々が実際にどのようにして原爆被災の記憶と向き合っているのかを、インテンシヴに記述する立場を選択する。

第1部（第2章～第4章）では、長崎の都市空間の編成において、原爆の記憶がどのように配置（保存・展示）されてきたのかが論じられる。

第2章では、戦後の長崎が復興を遂げていく中で、行政がいかに被爆体験を受け止め、その痕跡をいかなる形で都市空間の中に保存してきたのかが、（1）平和公園、（2）原爆

資料館、(3) 浦上天主堂の保存問題の事例に沿って検討される。そこから導き出されるのは、長崎市が原爆の記憶の継承に関して一貫的な構想と思想を持たなかったこと、その結果として、広島原爆ドームに並ぶ「象徴的モニュメント」ともなりえた「浦上天主堂廃墟」は解体され、＜平和公園＞は「慰霊の場」と「平和祈念の場」が二重化し、記憶実践を空間的に収斂させうるような「中心」を構成することができなかった。その代わりに、長崎では、様々な原爆の痕跡が都市空間の中に散在する状況が生まれている。

第3章では、「城山小学校校舎」の被爆遺構としての保存問題に焦点が置かれ、原爆の痕跡を残す「物」の保存の論理とその条件が検討される。爆心地から 500 メートルの高台に位置する城山小学校の周辺地区では、原爆によって多数の犠牲者が生じており、爆風による被害の跡を残した校舎は、その記憶を宿す建造物であった。1970 年代末に、「老朽化」を理由に校舎の建て替え計画が浮上すると、学校関係者から校舎の保存を求める陳情書が提出される。長崎市、特に長崎市教育委員会は解体による建て替えの方針であったが、保存派が校区の住民からの同意を得て活動を行ったことにより、校舎の一部が保存されることになる。しかし、保存が決定された後、学校の生徒が「校舎」に近づくことのできない状態が十年以上続いていく。この「校舎」の積極的な利用に向けた動きをうながしたのは、「何で放っておくの？」という生徒からの問いかけであった。長崎市は、被爆遺構活用の事業費を投じ、1999 年「城山小学校平和祈念館（被爆校舎）」が開館する。これによって、学校生活の場の中に、原爆の記憶を支える「物」が置かれ、生徒たちが日常的にこれに触れることが可能になる。過去の記憶が生活空間との密接な結びつきの中に保たれているような状態、P・ノラが言う意味での「記憶の環境」が形成されるにいたった、と評価される。

第4章では、前章で取り上げた事例との対比において、「新興善小学校校舎」の保存問題が検討される。爆心地から約 2.9km、長崎市の中心部に位置する新興善小学校は、被爆直後「特別救護病院」として、さらには「長崎医科大学臨時附属病院」として利用され、多くの被爆者の救護や治療にあたる場となっていた。1992 年、地域の小学校の統廃合案が示されると、被爆者・市民有志からこの「校舎」の保存を訴える声上がる。長崎市も一時期は「一部保存」に前向きな姿勢を見せていたが、最終的には「解体」の方針に転じ、跡地の一面に「メモリアルホール」を設置し、「救護所」の様子を再現する展示スペースを建造することになる。この決定を左右した主要因として、二点が指摘される。ひとつは、地区の住民の意思である。校区の住民にとって、「新興善小学校」は「被爆遺構」である以前に「小学校」であり、「校舎」を「救護所」と結びつけるような「記憶」は醸成されていなかった。もうひとつは、校舎それ自体に原爆の記憶を喚起するような「物質的痕跡」が乏しかったことである。その空間が過去に特定の活動（救護実践）に使われていたとしても、その体験が想起されるか否かは、残されている「物」の「質感」に依存している。市民団体の提示した「保存の論理」は、「モノ自体がもつ記憶の喚起力」とのあいだにズレを起こしていたために、十分な説得力を持ちえなかったのである。結果として「城山小学校」の事例とは異なり、「新興善小学校」は、「再現」によって記憶を「展示」する「記憶の場」

(P・ノラ)へと再編成されることになる。

第2部(第5章～第7章)では、「証言」と「語り継ぎ」による記憶の継承実践が主題化される。

第5章では、現在の継承実践の歴史的背景を明らかにするために、これまでの活動の流れと、これに対する政治的な規制の事実が記述される。長崎においては、「長崎の証言の会」の活動、「原爆被災復元運動」を中心に、特に1970年代以降、市民による積極的な「語り継ぎ」の実践がなされてきた。その一方で、長崎市教育委員会をはじめとする行政側の主体は、原爆の記憶が過度に政治化されることを懸念し、「平和教育」は「原爆を原点とする」ものではないという「原則」を示し、「被爆体験講話」における「政治的発言の自粛」を要請してきた。記憶実践は、こうした政治・規範的な磁場の中に位置づけられ、これによって逆に「記憶を継承するとはどういうことか」という問いを呼び起こしながら進められてゆく。

第6章では、「平和案内人」——長崎平和推進協会が設置したボランティアガイド——を務める二名の実践者に対する聞き取り調査を中心に、それぞれの生活史の中で「被爆」が持つ意味、「原爆」や「平和」に対する意識、さらには現時点における平和ガイドの実践の詳細が記述されていく。二名の調査協力者は、いずれも、三歳の時に、爆心地からやや離れた地点で「原爆」を経験した「被爆者」であるが、自分自身の経験をその記憶に基づいて語ることはできないわけではない。このように被爆当事者と非当事者の境界に位置している人が、いかなる経緯から、またいかなる意味づけにおいて「語り継ぎ」の実践の担い手となってきたのかが分析的記述の焦点に置かれる。両者はいずれも、戦後長らく「被爆者」であることを積極的に公言せず、「証言活動」にも熱心に関わってこなかったが、ある時点で、「原爆体験」を自分自身の問題として引き受け、活動に参加するようになる。社会生活の環境、周囲の人間との関係が、生活史的状況の中に織り込まれていく中で、活動への参加障壁が引き下げられ、記憶実践の主体となることがうながされてきた。「被爆者／非被爆者」という二項対立的な枠組みの中ではあまり言及されてこなかった、この「間にいる存在」に着目することの重要性が主張される。

第7章では、2001年に始まった「高校生一万人署名活動」の参加経験者に焦点が置かれ、「若者」による継承実践の条件が論じられる。「高校生一万人署名活動」は、国連に核廃絶を訴える使節団を構成する「平和大使」に応募した長崎の高校生たちが、自主的に立ち上げた平和運動であり、「長崎の平和の継承において重要な位置を占めつつある」ものとして評価されている。本章は、二名の活動経験者への聞き取り調査を中心に、被爆経験を持たない彼らがいかなる動機づけのもとにこれに参加し、どのような過程を経て「記憶の継承主体」となっていたのかを明らかにしている。この二名については、日常の生活の中に「原爆」の記憶が埋め込まれ、折に触れてこれに出会う経験をくり返してきたこと、生活上の「繋がり」の中で「長崎の人間」としてのアイデンティティを確認し、被爆の記憶に対する「責任」の感覚を養っていたことが指摘される。「被爆地・長崎」に生まれ育ち、生活し

ていく中で、被爆経験そのものからは時間的に隔てられている「若者」が、その記憶の継承の主体となっていくことがある。注視されるべきは、この主体形成を可能にし、うながしている、諸個人の「社会的文脈」であることが指摘される。

終章では、これまでの記述を踏まえ、長崎という地域における記憶の継承実践の特徴が整理された上で、「原爆記憶」の「継承」とは何かという根本的な問題に立ち返り、本論文が導き出した独自の知見が再確認されている。長崎では、市行政主導による体系的な記憶空間の構築がなされなかったために、原爆の痕跡を残す建造物等が市内に散在することになり、結果として「比較的小さな物」でもこれを保存しようとする運動が生じてきた。その中で、城山小学校校舎のように、日常の生活空間の中に強く被爆の記憶を宿す「物」が残され、「記憶の環境」を形成したり、新興善小学校校舎のように、逆に生活文脈で「被爆遺構」としての価値を認められず、「再現展示」の場へと変換されて「記憶の場」を生み出したりする。いずれにしても重要な点は、「記憶の継承」が、その地域の生活文脈の中で固有の意味を帯びていることにある。「記憶の場」と「記憶の環境」との相互作用が、この土地に生きる人々にどのような記憶空間を提供しているのかが重視されなければならない。

そして、記憶の痕跡が散在する空間の中で生活が営まれていればこそ、長崎の人々は、時に積極的な継承実践の主体となる。この主体化をうながす条件は、必ずしも「当事者性（被爆体験それ自体）」に対する距離に還元することができない。相対的に「被爆体験」から隔てられている人であっても、それぞれの生活史的状況の中で、「記憶を語り継ぐ責任」を引き受けることがあり、その実践はそれぞれの立ち位置に応じて多様なものでありうる。序章において示された「記憶継承の等高線モデル」は、「継承活動への参加」が「当事者性の度合いだけではなく、個人生活の社会的文脈によって」もまた影響されることを示すものである。「当事者／非当事者」、「被爆者／非被爆者」という二項対立的な区分には収まらない、境界的な主体の活動に着目することが、原爆の記憶の継承の可能性を考える上で重要な意味を持っている。

6. 論文の評価

(1) 学術研究・論文としての形式的要件

本論文は、論述の形式、注の示し方、文献リストの表示など、学術論文として必要な形式的要件を満たしていると判断される。先行研究についても、被爆者調査の歴史を系統的に踏まえ、かつ近年の動向にも目を配り、これらに対する自らの立ち位置が明確に示されている。長年にわたる反復的な聞き取り、参与観察、資料収集にもとづいて、長崎における記憶の継承実践を多角的に記述・分析しており、調査研究としての手続き、データの扱い方、その公開等に関する倫理的問題についても、必要な配慮がなされている。

(2) 達成と貢献

本論文の貢献として評価されるべき点は、以下の三点に認められる。

第一に、被爆当事者による「証言」や「語り」という形での原爆記憶の継承が次第に難しくなり、継承の主体が後続の世代に引き継がれていく歴史的局面において、その実践がいかなる形でなされているのかを、具体的な事例の記述・分析を通じて明らかにしていること。被爆遺構等の「物」の保存による記憶の継承や、自らの経験として「被爆」を語ることでできない人々による「語り継ぎの実践」は、「原爆の記憶」が狭義の「被爆当事者」だけでなく、この体験に対して異なる位置・距離に立つ様々な主体によって担われ、引き継がれうるものであることを示している。筆者が主張するように、この点は、現在およびこれからの「記憶の継承実践」を考える上で、欠かすことのできない視点となるだろう。

これに関連して、第二に、記憶の継承を、物と言葉、空間と行為の相互作用の中に位置づけてとらえていること。人々が歴史性を担ったものとして自らの生活世界をとらえる時、言い換えれば記憶にもとづく有意味な場所として経験する時、その現実世界は、言説的な分節化によって編成されると同時に、物質的な条件に強く規定される。長崎における、原爆の記憶の継承実践は、被爆の痕跡が都市空間の中に散在する形で残され、生活圏の中でこれに触れる機会が遍在しているということと不可分なものとしてある。言葉による意味づけと、これに応え、時にはこれを制約する物質的なものの相互作用の中に「記憶」は生成し、編成される。本論文は、この相互規定的な関係を読み取っていく視点を、具体的な事例の記述に即して提起したものとして評価される。

第三に、記憶の継承実践を、「地域」という文脈の中で記述している点。被爆遺構の保存という行為が、地域の中の複数の主体間の相互作用・交渉過程の中で生起していくこと。被爆非当事者による語り継ぎの実践が、人々の地域での生活経験によってうながされ、支えられていること。本論文はこれを、丁寧な聞き取りと豊富な資料の裏付けによって説得的に記述しており、原爆の記憶の継承を支えるローカルな文脈の重要性を明らかにしている。

長崎における記憶の継承実践を多層的に記述した本研究は、これからの「原爆の記憶」研究において看過することのできない視点を提示している。かつそれは、「原爆」に限られず、その他の戦争や自然災害などによる災厄経験の継承を主題化する上でも重要な示唆を含むものと考えられる。

(3) 問題点と残された課題

本論文は、その視角の設定においても、経験的な記述の厚みにおいても充実した内容を有するものであるが、なおいくつかの点で課題を残している。

第一に、事例の記述においては上述のような豊かな含意を示しながら、これを理論的な水準で展開させるための言語化、モデル化の作業について、まだ洗練の余地が残されている。記憶の継承実践への参加の可能性が、被爆体験からの距離という要因だけでは説明されないことを示すために、本論文では、「記憶継承の等高線モデル」が提示されているが、このモデルの適用の範囲（普遍的な適用可能性を持つのか、長崎の状況を記述するための

モデルなのか)、「変数」の設定(体験からの「距離」とは何か、実践への「参加障壁」を構成する要素とは何か)等において、曖昧さをともなっている。

第二に、「長崎」における原爆記憶の継承のされ方を固有のものとして記述するためには、どうしても(少なくとも、広島との対比において)比較の視点が必要になる。しかし、筆者の広島での調査経験の乏しさから、対照項についての認識がいまだ十分とは言えない。例えば、本論文では、長崎における原爆記憶の記念空間が、慰霊の場所と平和祈念の場所とに分裂しており、強固な中心をなしていないことが指摘され、これが広島との差異であると論じられたが、広島でも詳細に見れば二つの空間は区分されている。記憶の地域的特性を論じていく上で、今後さらに丁寧な比較検討が求められる。

第三に、本論文では、「非被爆者」による記憶継承の可能性が強調され、「当事者」と「非当事者」の区分を絶対視しないという立場が取られたため、逆に、継承の焦点となるべき「体験」の重要性が相対的に軽視されることになっている。この点は、筆者がこれまで、被爆者の語りや証言、被爆当事者との「出会い」が持つ意味を正面から主題化してこなかったこととも関係している。「非被爆者」による継承の可能性を考える一方で、「被爆体験」と向き合うという課題にも、今後取り組んでいく必要があるだろう。

口述試験では、上述の点を中心に活発な質疑・討論がなされた。筆者は指摘された問題を明確に認識し、今後取り組むべき課題として自覚的に引き受けようとしている。研究の継続の中で、さらに調査の幅を広げ、考察を掘り下げていくことが期待される。

口述試験の結果も含めて、審査小委員会は、本論文が、明確な方法論的意識に立って、独自の事実を明らかにし、いくつかの重要な理論的示唆を行っていることを確認し、博士号の授与にふさわしいものと判断した。

以上